～法人マーケット開拓に役立つ～　食肉卸売業　47

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に２法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

食肉卸売業のリスクマネジメント

◇食肉卸売業の特徴

食肉卸売業者は許可業種となっております。また、食肉卸売市場は中央卸売市場（農林水産大臣の許可）と、地方卸売市場（都道府県知事の許可）に分かれます。

総務省「経済センサス基礎調査」によると平成２１年の事業所数は6,289所で従業員９人以下の事業所数は4,230所となっており全体の約６７％を占め、零細企業中心の構造であることが分かります。販売先はスーパー、精肉店、食肉加工業者、焼肉店、ホテル、飲食店等で、販売条件は現金取引が一般的で、一部手形による決済も存在していますが、最近では確実に売上債権を回収するために、手数料を支払って売上債権をファクタリング会社へ売却する方法等も流通経路の複雑化から多くなっています。

また「家計調査年報」によると平成２２年における肉類の１世帯当たりの年間支出額は７万6,296円で、前年に比べて3.4％減少しており２年連続で前年割れとなりました。品目別に見てみると、牛肉が同6.0％減、豚肉が同3.4％減、鶏肉が同1.8％減となっており、１世帯当たりの家族数減少、健康志向の高まり、単身者に多く見られる外食化、景気後退に伴う節約志向の高まり等から肉の消費量は停滞気味に推移しているのが現状です。

今後、食肉の消費量拡大を図るには、水産物卸売業者等とのコラボレーションにより、肉と魚介類をバランス良く配合した老人世帯向け（裕福層の）献立（週単位）やレシピ等を市場に浸透させる等、日常の食事のシーンにおける消費量拡大策を図ることがポイントと言えます。

◇リスクマップの例

Ⅰ ①内部統制　法令等遵守体制の欠如
Ⅱ ②自然災害及び天災
③出荷停止
④食中毒
⑤異物混入
⑥取引解消
⑦脱税事件
⑧逆粉飾決算
⑨株主代表訴訟
Ⅲ ⑩風評リスク
⑪売掛金回収不能
⑫安全・環境の規制、基準強化
⑬市場混乱
⑭汚染問題
⑮税務トラブル

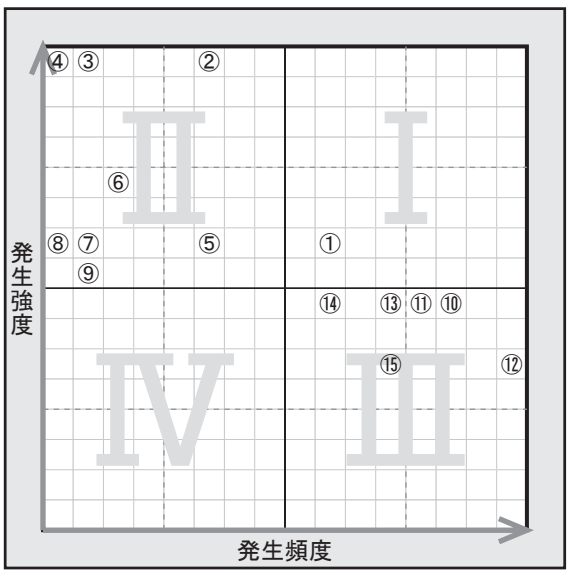

◇食肉卸売業の特徴的リスク

食肉卸売業においては、東日本大震災（②自然災害及び天災）の影響により福島県など近隣4県に限らず、全国的に⑩風評被害を被ることになり、出荷制限の対象となりました。具体的には、放射性物質セシウムによる③出荷停止の影響で取引頭数が激減し、一時⑬市場が混乱した事から出荷量が減少し、消費も停滞しました。また、国産牛の⑭汚染問題が発覚した事もあり、食に対する⑫安全・環境に関わる規制、基準に対する要求が、今後一段と厳しくなると予測できます。近年、成長分野と位置付けられて販売されているローストビーフや味付生肉等のパック詰め商品に置いても④食中毒や⑤異物混入等、加工過程での管理に充分に注意を払う必要があります。

輸入審査に関しては平成24年４月から厳しさが増しております。背景には同年３月に発覚した輸入豚肉業者の⑦脱税事件があります。昭和４６年に国内生産者保護を目的に導入された差額関税制度が今も尚、残っているのです。「一定価格よりも安値で輸入される食肉には高い関税がかけられるため、高い値段で仕入れをしたように偽装工作する業者が存在する」のです。意図的な過少申告（⑧逆粉飾決算）の発覚は、⑮税務トラブルを招き、①内部統制や法令等遵守体制の欠如は不祥事件となり、販売先との⑥取引解消だけではなく、役員が株主から訴えられる⑨株主代表訴訟にも発展する恐れがあります。また、取引先の事件・事故も自社の⑪売掛債権回収不能というリスクにも繋がります。

◇食肉卸売業の具体的リスク対策

業界最大のリスク対策は、食の安全性及び品質管理と消費拡大に尽きると思われます。食の安全性と品質管理の国際規格「ＳＱＦ2000」取得を業界全体で推奨し、消費者の不安を取り除く事が最優先課題でしょう。また近年、輸出量が増加傾向にありますが、日本ブランドの価値はさほど高くありません。今後、日本企業の付加価値向上のためにも国際規格取得は絶対要件であり、海外に販路を拡大するチャンスとなるでしょう。更に放射性物質に対する自主検査に乗出している業者も見受けられますが、業界全体での取組みとして国産食肉の付加価値向上を図る事で、停滞気味である国内消費回復にも繋がるでしょう。自然災害等への対策のひとつとして、各業者ともに輸入による商品調達を検討しますが、一方で食肉卸売価格の安価傾向が続いている要因を充分に考慮すれば、輸入食肉が増加したことにより在庫が膨らみ（供給過剰）、安値の要因にもなり得ます。適量の食肉を複数国から分散して輸入する事は適正流通価格の維持や為替リスクを回避する効果もあります。

古い慣習が残っている業界が故に侵してしまう脱税行為（税務リスク）は組織的な犯罪となるため、これらが発覚することで、これまでに培ってきた信用を一瞬にして失い業界の価値も低下させてしまいます。財務担当役員や経理担当者、顧問税理士等によるチェック機能をはたらかせることは、不正取引の未然防止にも繋がりますので、内部統制やコンプライアンス意識の醸成は、経営上のリスク対策として重要と言えます。

◇食肉卸売業における保険活用

平成15年12月１日に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」は、ＢＳＥ（牛海綿状脳症）のまん延防止措置と情報の提供の促進を目的として施行され、牛肉の生産流通履歴情報（出生から流通販売過程）の把握が可能となりました。そしてこれらが、生産や流通に関わる品質管理への要求が厳しくなった一因とも言えます。

上記に関わらず、業界の最大のリスクのひとつとも言える、食の安全性や品質向上がありますが、海外または国内向けのＰＬ（生産物賠償保険）や食品のリコール（製品回収）に関わる保険の活用があります。これらの保険商品の補償範囲（国内・外）や免責条項、補償内容は保険会社ごとに差異があり、例えば産地表示の誤り等を補償対象外とする保険商品もありますので注意が必要です。ＩＳＯ（国際標準規格）やＨＡＣＣＰ（食品の衛生管理手法）認証取得は、生産及び流通過程における品質水準の向上だけではなく、保険料割引の可能性もありますので確認をしたいところです。

また建物や保管時の商品等への保険手配については、火災保険及び地震保険や事業中断時に備えた利益保険等の検討も必要です。火災や頻発する落雷・竜巻、または地震等による破損や停電は、冷凍冷蔵設備への電力供給が遮断されることから、在庫品の多くが損失を被る可能性があります。また商品輸送時の事故も想定できますので自動車保険の他に運送保険等も実態に応じて手配が必要と言えます。

また役員賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ）や取引信用保険（売掛金回収不能時の保険）等もありますので、経営上の様々なリスクに対して注意を払うことが大切と言えます。

知ってトクする　－740－

税務情報

従業員が受け取る生命保険金

雇用主が保険料を負担していた場合は？

Q 当社では、福利厚生制度の一環として、少額ながら全従業員を対象に、契約者（保険料負担者）を当社、被保険者を従業員、保険金受取人を従業員およびその遺族とする定期保険に加入しています。この保険金については、退職手当金等とする社内規定は設けていません。先日、従業員が死亡し、その妻から、受け取った死亡保険金の課税はどうなるか質問を受けました。このように法人が保険料を負担している場合の課税関係をお教え下さい。

従業員が負担したものとして課税決まる

A 一般に個人に係る死亡保険金の課税関係は、「保険契約者」「被保険者」「保険金受取人」の三者の関係で決まると思われています。しかし、厳密には保険契約者ではなく「保険料負担者」が誰であるかによって決まります。これは相続税法基本通達3―16（保険料の負担者が被相続人以外である場合）で、同一契約において複数の保険料負担者がいる場合には保険料負担者ごとによって異なる課税関係となることからも明らかです。

そしてその課税関係は、次のようになります。

■契約形態1：保険料負担者（＝一般的には保険契約者。以下同じ）と被保険者が同一で、保険金受取人が相続人である場合＝みなし相続財産として相続税の対象（受取人が相続人以外である場合は遺贈として対象）

■契約形態2：保険料負担者と保険金受取人が同一で、被保険者が異なる場合＝保険金受取人の一時所得として所得税の対象

■契約形態3：保険料負担者、被保険者、保険金受取人がすべて異なる場合＝保険料負担者から保険金受取人への贈与として贈与税の対象

さて、ご質問者は、法人が契約者（保険料負担者）という契約において、その保険金を従業員の遺族が受け取る場合の課税関係について悩んでいます。前述の契約形態に当てはめますと、保険料負担者が法人、保険金受取人が従業員の遺族ですから贈与（法人からの贈与は一時所得とされる）ということになるのですが、実際には贈与として取り扱われることはなく、みなし相続財産として相続税の対象になります。また、この場合、受取人が死亡した従業員の相続人であれば、相続人1人あたり500万円の非課税財産の適用を受けることができます。

このように取り扱われる根拠は、相続税法基本通達3―17（雇用主が保険料を負担している場合）で「雇用主が負担した保険料は当該従業員が負担していたものとして」と明記されています。つまりは実際の保険料負担者は法人であるにもかかわらず、従業員が負担していたものとして、前述の契約形態1～3の個人に係る課税関係と同じとされるわけです。

したがって、ご質問の場合、従業員の妻が受け取った死亡保険金はみなし相続財産として相続税の対象となり、その際には法定相続人1人あたり500万円の非課税財産の適用が認められます。

なお、同通達では、従業員の遺族が受け取る保険金を退職手当金等として定めているときは退職手当金等に該当し、同基本通達の取扱いを適用しないとしています。つまり、会社からの死亡退職金となり、みなし相続財産として相続税の対象になり、これを相続人が受け取るときには法定相続人1人あたり500万円の退職金の非課税規定の適用が可能となります。

契約形態に見る個人に係る課税関係

契約形態	契約者（保険料負担者）	被保険者	保険金受取人	課税関係
1	A	A	B	相続税
2	A	B	A	所得税（一時所得）
3	A	B	C	贈与税